

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定疾病）</p> <p>第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次のとおりとする。</p> <p>一 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺</p> <p>二 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚</p> <p>（認定の有効期間）</p> <p>第二条 法第六条第一項（法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、次の各号に掲げる指定疾病の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 五年</p> <p>四 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 五年</p> <p>第三条～第十九条</p>	<p>（認定の有効期間）</p> <p>第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項（法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、次の各号に掲げる指定疾病の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二条～第十八条</p>